

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書（案）

現在、国内において急激な高齢化が進行している。横浜市においてもそれは例外ではなく、2025年には高齢者人口が100万人を超えると推計されている。高齢者のみならず、全世代の市民が安心して横浜市で暮らし続けるためには、地域における医療体制が機能的に提供されていることが不可欠である。しかしながら、社会経済情勢の影響等から地域医療機関の経営については厳しい状態が続いている。

そういった中で、医療等に係る消費税問題が、医療機関経営にとって大きな影響を及ぼしている。現在、医薬品や医療機器等の仕入れや設備投資などについては課税対象となっているが、医療費等における社会保険診療等は非課税とされている。そのため、医療機関等が仕入れに対して支払った消費税のうち社会保険診療報酬等に対応する部分は、仕入税額控除が適用されず、医療機関等が一旦負担した後、診療報酬等に上乗せされる仕組みとなっている。

しかし、この仕組みによる消費税引き上げ分の補填が十分とはいえず、個々の医療機関等の仕入れ構成の違いに対応できないという欠陥を抱えており、結果として、最先端の医療機器などに多額の設備投資を行っている医療機関等にとっては、消費税負担が経営に対して深刻な状況を引き起こしている。

こうした中で、現在の仕組みのままさらなる消費税の引き上げが実施されれば医療機関等の負担はさらに増大し、地域医療機関並びに自治体病院の経営にも深刻な影響を及ぼし、地域医療提供体制を崩壊させかねない状況となり、市民生活に大きな影響を生じさせる。

そこで、この問題を抜本的に解決するため、今後予定されている消費税率10%引き上げ時において消費税の軽減税率あるいは非課税制度など患者負担をふやさない制度を取り入れながら、医療保険等における補填の仕組みとして、仕入れ税額の控除または還付が可能な制度に改める必要がある。

よって、政府におかれては、地域医療機関の経営環境を改善し、市民の健康を守るために、医療等に係る消費税問題を抜本的に解決されるよう強く要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 2 8 年 月 日 (議決年月日)

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
社会保障・税一体改革担当大臣

宛て

横浜市会議長名